

機関番号：22604

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730076

研究課題名（和文） 非営利法人等と損害賠償責任の制限

研究課題名（英文） Nonprofit Organizations and the Limitations of Tort Law Liability

研究代表者

堤 健智 (TSUTSUMI TAKENORI)

首都大学東京 社会科学部 准教授

研究者番号：20361454

研究成果の概要（和文）：

本研究の中心はアメリカ合衆国内における法の研究であり、そこでは、非営利団体における団体と個人との間の責任分担がどのように変化してきたのかを示した上で、そのような変化がどのような理由に基づくものであるのかを明らかにすることが必要である。そして、そのような研究から得られる示唆について、日本法への応用可能性を検討することが次なる課題となる。

このうち、アメリカ合衆国法の大きな方向性については、数々の困難にもかかわらず、一定の整理ができたものと考えられる。すなわち、判例法による／団体の免責から、制定法による／個人の免責へと変化しつつあるらしきことは示せたと考えている。しかし、その理由については、十分な根拠を持って示すことができなかった。とはいえ、それでも一定の仮説（団体と個人の資力バランスの変化）を立てることは可能であり、そのような仮説に立って日本国内における過去の紛争事例を分析することで、たとえば団体資力の強化が個人免責の前提にならざるを得ないであろう点などを示すことができたと考えられ、ここに本研究は一定の成果を上げたと評価できる。

研究成果の概要（英文）：

The first mission of this study is the research of the law in the United States. We must show the change of the sharing of the responsibilities between the nonprofit organizations and their stakeholders, and the reason of this change. The second mission is to apply the fruit of the first mission to the study of Japanese law.

There were a lot of difficulties in the process of illustration of the changes of the law in the United States, but finally, it became clear that the limitations of tort liabilities by case law / of the organizations were replaced by the limitations by statutes / of the stakeholders. It is still not sure why this change happened, but we can guess that the organizations became well-off, and this effected to the change. If so, through the research of disputes in Japan, we can find that the enough solvency of the organizations is the presupposition of the limitations of stakeholders. Therefore, we can say that this study is enough productive.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	900,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：法人

### 1. 研究開始当初の背景

日本においても、営利法人、特に株式会社に関しては、諸々の分野において判例／裁判例なども多く存在しており、学説もまた蓄積されている。法人関係者（ここでは、法人の役員および法人が使用する者のことを指している）が負う損害賠償責任の問題も、その一例である。これに対して、こと非営利法人なし非営利団体の場合、これら法人・団体やその関係者が負う損害賠償責任について、十分な研究がなされてきたとは必ずしも言い難い状況にあるのではなからうかと思われる。勿論、このことは、従来まったく関心が持たれていなかったということの意味するものではない。既によく知られているとおり、2006年にはいわゆる公益法人制度改革があり、一般社団・財団法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、平成18年法48）および公益法人認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律平成18年法49）の制定に至った。その際、「公益法人制度改革に関する有識者会議」における審議段階では、非営利法人（団体）であるが故に生ずる特有の問題（具体的には、報酬の有無等）にも配慮した上で立法を行う可能性も示唆されていたのである。ところが、少なくともこの損害賠償責任の問題に関する限り、実際に制定された法律の内容は、営利法人（株式会社）の制度をほとんどそのままなぞる形のものであったと評価して良いものと思われる（このことは、たとえば、一般社団・財団法人法111条以下の規定と、会社法423条以下の規定とを対照されれば、明確になるのではないかと思われる）。ここに、問題はないだろうか。株式会社における制度の背景には、株式会社特有の事情があるのではないか。あるいは逆に、（一部の）非営利団体には特殊な事情が存在しているのではないだろうか。このような問題はないか、検討する必要があるのではないかという問題意識が、本研究開始当初の背景となっている。

### 2. 研究の目的

先述の背景からして、本研究の目的は、非営利団体であるが故にその関係者の損害賠償責任に与える影響を明らかにすることとなる。既に述べたとおり、たとえば、無報酬であることも多い非営利法人の役員につき、株式会社の場合と同様に、報酬額を基準に損害賠償責任の限度額を設けることが妥当なのかという点については、立法段階においてすでに疑問も呈されていた。しかしながら、

新法においてこの点について特に措置されることはなかった。問題はそればかりでない。仮に、営利目的の活動以上に、非営利、あるいは公益目的の活動を保護する必要があると考えるならば、たとえば第三者に対する責任についても、非営利、あるいは公益目的の法人の役員については、営利目的の法人の場合にはない責任制限を認めるということも十分考えられる。このような考え方は違和感があり得るかもしれない。しかし、公務の執行に関し国家公務員が原則として第三者に対する損害賠償責任を負わないものとされていることなどに鑑みると、必ずしも例をみないものではないのである。しかし、この点についても、今般の立法に至る過程を含め、これまでは十分に検討が加えられてきていない。以上の点を踏まえた上で、非営利団体ないし関係者に何らかの責任制限を認める必要はあるのか、あるいはそれら主体間の責任分担について考慮すべき点はないか等を明らかにしようということが、本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

先述の目的を達するため、本研究では、アメリカ合衆国内における、（主に）公益目的の非営利法人を対象とする、当該法人やその役員が第三者に対して負う責任の制限について検討を行うことにした。承知の通り、元々アメリカは非営利の団体による慈善活動が盛んな国である。このような活動は、単に人々の熱意や信仰等のみを支えられているわけではない。諸々の優遇措置が制度化されているように思われる。そして、これら優遇措置の中には、第三者に対する損害賠償責任の制限も含まれているのである。しかし、その具体的な有り様は、地域によって、また時代によって様々である。19世紀の時点では、団体関係者ではなく、団体自体につき責任制限を認めるのが主流であった。しかし20世紀に入った頃から、各州の判例等においても、あるいは学説などにおいても、この種の責任制限に対しては批判が相次ぐことになる。そして、そこにはしかるべき理由がある。そもそも、この種の公益活動（19世紀から20世紀初頭の段階において、その中心は病院等であった）によって受益する者は、必ずしも恵まれた環境にある者ばかりではない。否むしろ、社会的弱者と位置づけることができる者も多い。にもかかわらず、公益活動の結果生じた損害について公益目的等の団体に免責

を認めることになると、結局は、彼ら受益者にすべての損失を負担させる結果となってしまふ。この点に、疑問が投げかけられたのである。結果として、今日、この種の団体に対する責任制限はほとんどみられなくなった。ところが、概ね第2次世界大戦後、今度は団体のために活動する個人の責任を制限することが図られることになる。この時期においては、公益団体の活動により損害を被った者が、団体だけではなく、あるいは団体に代えて、実際に活動に従事する者その他団体関係者個人を相手に訴訟を起こすことが増えたとされる。そして、そのことが、慈善活動全体を危機にさらしているとの主張がなされたのである。今日、全体として、個人についての責任制限は、大部分の州において認められていると見ることができる。しかし、先述の通り、今日もなお各州によって状況は大きく異なっている。具体的には、団体と関係者個人の責任制限をいずれも認めるもの、関係者個人の免責のみを認めるもの、その際団体が責任を負うことを個人の免責の前提条件にするもの等、様々に分かれている。このような相違が見られる背景には、一方で慈善活動を保護する必要を認めつつ、しかし一方では、免責を認めることによって団体や関係者のモラルハザードを引き起こすことを避ける必要もあり、また先述の通り、団体の活動によって損害を被る者の保護も軽視することはできないという状況なのかで苦悩するアメリカ法の姿を見て取ることができる。この問題について、近年は連邦法まで制定されている(The federal Volunteer Protection Act of 1997)。しかし、その内容は各州の最大公約数的内容にとどまっておき、しかも各州において同法とは異なる内容の規定を置くことも別途認められているなど、法状況はなお混沌としているといつてよい。このような状況にあって、「慈善免責」(Charitable Immunity)の大勢がどのように変化するかを検討することで、今後日本法が進むであろう方向性について一定の示唆を得ようとしたのである。

#### 4. 研究成果

本研究では、アメリカ合衆国内において非営利団体における団体と個人との間の責任分担がどのように変化してきたのかを示した上で、そのような変化がどのような理由に基づくものであるのかを明らかにすることが必要である。そして、そのような研究から得られる示唆について、日本法への応用可能性を検討することが次なる課題となる。

尤も、これらの作業は必ずしも容易なものではなかった。実のところ、アメリカ合衆国内における法の状況も必ずしも明らかでなかった。アメリカ合衆国が元々州権主義の強い

法体系を持つ上に、今回扱った問題については特に州毎での相違が大きい。しかもここに、州レベルおよび連邦政府レベルでの制定法が加わることになるのである。しかし、このような困難にもかかわらず、一定の整理はできたものと考えられる。すなわち、先述の通り、大きな傾向として、判例法による団体の免責については徐々に少なくなり、他方で制定法レベルによる個人の免責が広く見られるようになってきていることについては、十分な説得力を持つ資料により、改めて示すことができたのではないかと考えられるところである。

しかし、その先、このような変化がどのような理由に基づくものであるかについて、今回の研究では十分な根拠を示すことがついにできなかった。尤も、まったく見当がつかないというわけではなく、現段階での(一応の)結論はある。すなわち、たとえば責任保険が普及したこと(実際、州によっては、たとえば責任保険への加入を関係者免責の要件にしているケースなどもあり、注目される)、あるいはこれを含め、全体に非営利団体の支払い能力が強化された等の事情が存在している。これらの点が、(個人に代え)団体に責任制限を認める制度から、(団体に代え)個人に責任制限を認める制度への方向性の変化につながっているのではないかと考えることは、それなりに説得力を持っているように思われる。しかし勿論、この点は現段階ではあくまで仮説の域を出るものではなく、今後さらなる検証が必要であろう。尤も、その程度の結論ないし仮説であっても、それを元にする事で、過去の日本で実際に発生した法的紛争について考察する上で、それなりに有用な示唆を得ることは可能である(いわゆるボランティアとされる個人が何故に責任を問われなければならないのか、そのような結論が妥当でないかという点など。その一端は、後掲する判例批評の形で、既に示したところである)。そして、それ故に、今後なおさらに検討されるべき点を多く残す本研究も、一応の成果を上げたとして評価することができるのではないかと考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①堤健智「判例批評—少年団員の不法行為と団長の損害賠償責任」法学会雑誌 50 巻 2号 (2010年、査読なし)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堤 健智 (TSUTSUMI TAKENORI)  
首都大学東京 社会科学研究科 准教授  
研究者番号：20361454